

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第160号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年8月15日（月） 14時50分ごろ	
発生場所	茨城県鹿嶋市下津海水浴場沖 ^{おりつ} 鹿嶋市所在の鹿島港南防波堤灯台から真方位301° 2.5海里付近 (概位 北緯35° 58.7′ 東経140° 40.2′)	
事故等調査の経過	平成23年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>A 水上オートバイ ^{ブルー ドルフィン} Blue Dolphin、0.1トン 210-50951茨城、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ プーさん丸、0.1トン 273-12160茨城、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A 負傷 1人（船長A）</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 後部シート左舷側が破損、左舷外板に擦過傷</p> <p>B 右舷船首外板に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、下津海水浴場沖において、バナナボートをえい航した水上オートバイなどと共に遊走していた。</p> <p>船長Aは、船首方でバナナボートの搭乗者が落水したので救助に向かったが、搭乗者の無事が確認できたので、搭乗者の方を見ながらスロットルレバーを緩めて減速したのちに漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、バナナボートと並走しながら搭乗者に水しぶきをかけていたところ、搭乗者が落水したのでUターンし、約25km/hの速力で救助に向かったが、搭乗者の無事が確認できたので、その場から離れようと左旋回した。</p> <p>船長Bは、左旋回する前に進路方向をよく見なかったため、漂泊中のA船に気付かなかった。</p> <p>両船は、平成23年8月15日14時50分ごろA船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、左側胸部打撲、左腕打撲、左下腿打撲及び頭部挫傷を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	船長A、船長B及び同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与	A なし、B あり
	船体・機関等の関与	なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>A船が漂流中、B船が航行中、下津海水浴場沖において、船長Bが、左旋回を行う際、適切な見張りを行っていないことから、A船に気付かずに接近し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、下津海水浴場沖において、A船が漂流中、B船が航行中、船長Bが、左旋回を行う際、適切な見張りを行っていないため、A船に気付かずに接近し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変針する際には、進路の安全をよく確認すること。 	